

# 第 1 6 4 回

## 高崎市都市計画審議会会議録

令和 7 年 2 月 4 日（火）

午後 2 時

高崎市役所 1 7 階 第 1 7 1 会議室

## 出席者一覧

### I 出席委員

|       |         |       |         |                |
|-------|---------|-------|---------|----------------|
| 1 番   | 坂 本 正 樹 | 2 番   | 猪 岡 真 也 |                |
| 3 番   | 佐 藤 俊 也 | 4 番   | 江 原 仁 美 |                |
| 5 番   | 塚 越 央 美 | 6 番   | 石 川 徹   |                |
| 7 番   | 逆瀬川 義 久 | 8 番   | 杉 崎 光 広 | (代理：渡邊地域防災調整官) |
| 9 番   | 渡 邊 隆 宏 | 1 1 番 | 今 井 隆   |                |
| 1 2 番 | 清 水 公 美 | 1 3 番 | 樋 口 達 夫 |                |
| 1 5 番 | 堀 越 芳 春 | 1 6 番 | 青 木 和 也 |                |
| 1 7 番 | 石 坂 聡   | 1 9 番 | 追 川 徳 信 |                |
| 2 1 番 | 後 閑 賢 二 | 2 2 番 | 大 塚 信 秋 |                |
| 2 4 番 | 横 田 卓 也 | 2 5 番 | 小 菅 博 司 | (代理：藤井交通官)     |

### II 出席幹事

|        |         |
|--------|---------|
| 都市整備部長 | 清 水 博 幸 |
| 建設部長   | 奥 野 正 佳 |

### III 市出席者

|         |         |
|---------|---------|
| 副市長     | 兵 藤 公 保 |
| 都市整備部次長 | 瀧 上 幸 治 |
| 都市計画課長  | 笠 原 伸 益 |
| 建築指導課長  | 齋 藤 興 嗣 |

### IV 事務局 8 名

### V 傍聴者 0 名 報道機関 1 名

## 1 開 会

### 事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻前ではございますが、皆様お揃いですので、ただいまから第 164 回高崎市都市計画審議会を開催いたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしております資料として、議事日程、議案書、A 3 サイズの添付図面、名簿、都市計画マスタープランと立地適正化計画の概要版でございます。また、本日机上に都市計画マスタープランの案、立地適正化計画の案の冊子をお配りしております。

前回の審議会以降、1 号委員さんに交代がございましたのでご紹介させていただきます。本日は都合により欠席でございます。

続きまして、本日の都市計画審議会ですが、5 名の委員さんが欠席となっておりますが、委員の 2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、高崎市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本審議会は成立いたします。

また、本審議会は高崎市都市計画審議会議事運営規則第 12 条の規定に基づき公開としておりまして、傍聴希望の受付をいたしましたところ、傍聴希望者はございませんでしたが報道関係の方が 1 名いらっしゃいますので、ご報告させていただきます。報道関係の皆様にお願いがございます。会議中の発言、質問等は出来ませんのでよろしくお願いいたします。また、会議中の撮影、録音等も禁止させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 会長挨拶

### 事務局

続きまして、会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

### 会長

立春を迎えたかと思ったら急に寒くなって、変な陽気ですけども皆さんお集りいただきましてありがとうございます。石破総理が「楽しい日本」とキャッチフレーズであげられたようですけれども、そういったものを作るには、やはり住環境の整備や当然都市の発展というのが、非常に大事だと思います。高崎市の課題とすれば、特に東口方面の開発や豊岡新駅、それから堤ヶ岡飛行場跡地の開発など、こういった問題がたくさん出てくると思います。本日は、中心の審議が都市計画マスタープランについての意見交換ということになるかと思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。簡単ですが挨拶とさせていただきます。

### 事務局

ありがとうございました。

### **3 議事**

#### **事務局**

それでは、只今より議事に入りますが、以降の進行につきましては、高崎市都市計画審議会議事運営規則第6条第1項の規定により、会長をお願いいたします。

#### **第1 会議録署名人の指名**

##### **会長**

それでは議事を進めさせていただきます。

議事の第5「会議録署名人の指名」を行います。高崎市都市計画審議会議事運営規則第13条第2項の規定により、委員Aと委員Bを指名いたします。

#### **第2 議案**

##### **会長**

続きまして、議事の第2に入ります。議案第439号箕郷都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置および議案第440号榛名都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置について、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

##### **都市計画課長**

それでは、議案第439号箕郷都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置及び議案第440号榛名都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置につきまして、一括してご説明いたします。本案は、一般廃棄物処理施設の建築について、建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、一般廃棄物処理施設2件の敷地位置についてご審議いただくものです。

まず、一般廃棄物処理施設の設置にあたって必要となる手続きについて、ご説明いたします。廃棄物処理施設の設置は、建築基準法第51条において「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」と規定されており、通称「51条許可」と呼ばれております。本日の案件でございます一般廃棄物処理施設は、民間が設置するごみ処理施設でございます。1日の処理能力が5トン以上のごみ処理施設は条文中の「その他政令で定める処理施設」に該当するため法第51条の許可対象となります。

また、都市計画決定の考え方については、都市計画運用指針において「廃棄物処理施設については、公共性、広域性、恒久性の高いものは原則として都市計画に定めることが望ましい。」とされており、市町村が設置する廃棄物処理施設の敷地については、公共性、広域性、恒久性といった観点から、一般的に恒久的な都市施設として都市計画決定を行っており、本市においては、高崎総合卸売市場や高浜クリーンセンター、高崎市斎場などは法第51条の規定に基づき都市計画決定を行っております。一方、法第51条ただし書きでは、「特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可し

た場合は、この限りでない。」と規定されており、通称「ただし書き許可」と呼ばれております。この「ただし書き」の趣旨は、先ほど説明しました廃棄物処理施設の敷地を都市計画決定し、法第 51 条許可を行うのに対し、都市計画審議会が廃棄物処理施設の敷地の位置が都市計画上支障ないと認め許可したものであれば、新築、若しくは増築することができるというものでございます。この「ただし書き許可」は、「法第 51 条許可」が公共性、広域性、恒久性の観点から市町村が設置する処理施設の敷地を都市計画決定するのに対し、今回の案件のように民間企業である産業廃棄物処理業者などが設置する処理施設は、会社の経営状況による事業撤退等もあり、民間の廃棄物処理施設を都市施設として恒久的な都市計画決定を行い、都市計画法による制限を長期間にわたって課すことは馴染まないと考えられております。このため民間企業が設置する処理施設の敷地については、都市計画決定を行わず、都市計画運用指針で定めている基準に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めたものは許可するというものでございます。よって、本議案は、この「法第 51 条のただし書き」により廃棄物処理施設の設置について都市計画上支障ないかご審議いただくものです。

続きまして、廃棄物処理についてご説明いたします。廃棄物につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物と一般廃棄物に区分されます。産業廃棄物とは、「事業の活動に伴って生じる廃棄物や営利目的でない公共サービス等で生じる廃棄物」を言い、燃え殻、汚泥、廃油等の 20 種類と定められております。この産業廃棄物の処理施設の敷地位置につきましては、広域的な見地から決定するものであることから、都市計画法では、県の都市計画審議会の議を経て、許可することとなっております。一方、一般廃棄物につきましては、産業廃棄物以外の廃棄物を言い、家庭から生じる家庭系一般廃棄物、いわゆる家庭ごみと、事業所から生じる事業系一般廃棄物に区分されます。一般廃棄物の処理施設の敷地位置につきましては、市町村の都市計画審議会の議を経て、許可することとなっております。一般廃棄物の処理は市町村の責務として行うことから、家庭ごみの処理につきましては、本市では現在、高浜クリーンセンターと吉井クリーンセンターで処理しております。一方、事業所から生じる事業系一般廃棄物は、先ほど説明した産業廃棄物に定められた 20 種類のうち、紙くず、木くず等 7 種類の廃棄物について、指定業種以外の業種から生じた場合は事業系一般廃棄物となります。事業系一般廃棄物につきましては、排出事業者が適切に処理する責務があり、処理場に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者に依頼するなどして、処理施設に搬入することになります。現在、一般廃棄物処理施設は、公的施設では高浜クリーンセンターと吉井クリーンセンターの 2 施設、民間施設で処分業の許可を取得している施設は、今回ご審議いただく事業者を含め 7 社となっております。

次に、廃棄物処理施設の敷地位置について、都市計画上支障がないか判断するにあたり、都市計画運用指針における基準についてご説明させていただきます。基準の 1 点目といたしましては、主な搬出・搬入のための道路が整備されている、または整備されることが確実であること、2 点目といたしましては、市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましいこと、3 点目といたしましては、災害

の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくないこと、4点目といたしましては、敷地の周辺は、緑地の保全または整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい、とされております。今回の一般廃棄物処理施設につきましても、以上の観点から検証を行っております。

以上を前提といたしまして、まず議案第 439 号の一般廃棄物処理施設の内容についてご説明いたします。申請者は高崎市金古町に本社を構えます株式会社清水インダストリーです。同社は、平成2年7月に法人を設立し、林業、土木業のほか産業廃棄物処理業を主な事業としております。現在、高崎市宮沢町に榛名工場を構えており、そこでは木くずの破碎処理、中尾町にある前橋工場においては産業廃棄物の中間処理を行っておりますが、今回、業務拡張に伴いまして、事務所があります本市箕郷町の敷地で新たに木くずの破碎を行うものです。今回新設する一般廃棄物処理施設につきましては、同社は、廃棄物の再資源化の促進により循環型社会の実現に寄与すべく、木くずのバイオマス発電事業を計画しております。木くずチップの供給源として、木くずに特化した破碎施設を設置するものになります。処理する廃棄物は、林業由来の伐採木、造園業由来の剪定枝などの一般廃棄物になります。また、同時に家屋の解体時に建設現場から排出される建築廃材などの産業廃棄物も処理することになっております。冒頭に申し上げたとおり、産業廃棄物につきましては県の審議会にお諮りする予定となっております。今回は3台の破碎施設を設置する計画となりまして、それぞれの処理能力は一般廃棄物と産業廃棄物を合わせて1日あたり合計 2,600 トンを見込んでおります。以上のことから、1日あたりの処理能力が、建築基準法の政令で定める5トン以上を超えるため、同条ただし書きの許可の手続きを行おうとするものです。

次に、申請地の位置についてご説明いたします。添付図面の1枚目、図-1をご覧ください。同じものを前方のスクリーンに投影してございます。見やすい方をご覧ください。赤色でお示ししているのが今回の申請地になります。申請地は高崎市箕郷町矢原字十二本松2180番地となります。箕郷町の中心部から北へ約3.5km離れたところに位置します。敷地面積は12,406.98㎡です。申請地は、箕郷都市計画区域内に位置しており、当地は非線引きの都市計画区域で用途地域の指定はありません。搬入搬出路は、緑色でお示ししております県道154号「新井・下室田線」になりまして、小中学校の通学路には指定されておられません。

次に、環境の基準におきまして申請地から300m以内の地域を関係地域としておりますため、その範囲の周辺状況についてご説明いたします。住宅を黄色、工場を青で図示しております。赤くお示ししました申請地から、最も近い住宅までの距離は、南に約40メートルになります。近隣住民の方々には、事業予定者が今回の施設計画に関する説明会を複数回実施しております。反対意見などは出ていないと確認しております。

次に、申請地内の土地利用計画についてご説明いたします。添付図面の2枚目、図-2をご覧ください。同じものを前方のスクリーンに投影してございます。図面の左上が北になりまして、黄色で塗られた部分が、今回新設する建物になり、破碎施設もこの建屋内に設置する計画となっております。また、緑色で塗られた部分は、緑地帯を示しており、面積は約580㎡で、敷地面積に占める割合は約5パーセントとなります。既存の建物を残しつつ、緑地も

確保するという計画になっております。また、申請地東側の県道へ接道しており、搬出入車両の出入りに必要な幅員は十分確保されております。

次に、処理施設の配置についてご説明いたします。図面の右上が北になりまして、建屋内における破碎施設の位置関係と処理動線を示しております。黄色でお示ししております破碎機A、B、Cが、今回新設する破碎施設になりまして、青色の動線は破碎前の廃棄物の流れを、赤色の動線は破碎後の廃棄物の流れをそれぞれ示しております。図面上右側から搬入した一般廃棄物の保管場所は、青く表示しました保管場所のうち、南側に配置された赤字で表示した場所になります。ここからAまたはBもしくはCの破碎機に移動いたしまして破碎をし、破碎処理後の一般廃棄物の保管場所は、赤く表示しております場所のいずれかになります。

次に、処理工程についてご説明いたします。図にお示したとおり、建設廃材などの産業廃棄物や伐採木などの一般廃棄物を搬入・受け入れを行い、破碎機による破碎後、木くずチップにしたものについては、バイオ発電や肥料として、また木くずに付着した汚泥などについては肥料などの原料として搬出することになります。

以上のように、本申請施設の敷地位置は、都市計画運用指針の各基準をすべて満たしていることから、都市計画上支障がない敷地位置と評価しましたので、付議させていただいたものです。以上が、議案第 439 号の提案理由になります。

続きまして、議案第 440 号の一般廃棄物処理施設の内容についてご説明いたします。申請者は、高崎市本郷町に本社を構えます関東土建株式会社です。同社は、昭和 39 年 8 月に法人を設立し、土木・建築等の建設業、建材販売業、産業廃棄物処分・収集運搬及び中間処理業、一般廃棄物処分業などを行っています。

次に、今回の一般廃棄物処理施設についてご説明いたします。処理する廃棄物は先の議案と同様に、伐採木材などの一般廃棄物や家屋の解体時に建設現場から排出される建築廃材などの産業廃棄物になります。処理施設につきましても同様に、発電用の木材チップとして再生資源化するための木くずの破碎施設となりますが、先の議案と異なり、今回の議案については令和 3 年 4 月に産業廃棄物処理施設としてすでに設置されておりまして、建築廃材などの産業廃棄物はすでに受け入れをしています。処理能力につきましては 1 日あたり 78.64 トンを見込んでおりまして、1 日あたりの処理能力が 5 トンを超えるため、建築基準法第 51 条で規定される政令で定める処理施設に該当することになります。この処理施設につきましては、産業廃棄物処理施設の 51 条ただし書きの許可を取得しておりますけれども、今回は事業系一般廃棄物に該当する、道路の維持管理業務などで発生する伐採木を自家処理するため、一般廃棄物処理施設としてあらためて手続きを行うというものでございます。

次に、申請地の位置についてご説明いたします。添付図面の 3 枚目、図-3 もしくは前方のスクリーンをご覧ください。赤色でお示しいたしましたのが今回の申請地になります。申請地は高崎市本郷町字観音崎 2537 番ほか 5 筆。JR 群馬八幡駅から北西に直線で約 2.5 km 離れたところに位置します。敷地面積は 2,801.67 m<sup>2</sup>です。申請地は榛名都市計画区域内に位置しており、用途地域の指定はございません。搬入搬出路は、赤矢印のとおり、主要地方道

あら町・下室田線から市道榛名－6－355、358号線の経路が主な道路となっております。なお、市道運搬車両が通行することについて、事業者と地元区長におきまして、学童や歩行者の安全を確保するよう安全運転等に関する協定をすでに締結しているということを確認しております。

次に、申請地から300メートル範囲の周辺状況についてご説明いたします。住宅を黄色、工場等を青で図示しておりまして、赤くお示ししました申請地から、最も近い住宅までの距離は、北に約115mになります。地元区長や100m程度の住民の方々へは、今回の施設計画に関する説明を実施しておりまして、反対意見などは出ていないと確認しております。

次に、申請地内の土地利用計画についてご説明いたします。添付図面の4枚目、図－4もしくは前方のスクリーンをご覧ください。図面の上が北になりまして、赤点線でお示しておりますのが敷地境界線になります。黄色で塗られた建物が、処理施設の設置箇所になります。緑色で塗られた部分は、緑地帯を示しており、面積は約324㎡で、敷地面積に占める割合は約11%となります。雨水については、建物西側の緑地帯部分が雨水貯留池を兼ねており、排水勾配を貯留池に対して設けて敷地内で処理する設計となっております。申請地北側の市道へ接道しており、搬出入車両の出入りに必要な幅員は確保されております。

次に、処理施設の配置についてご説明いたします。図面の右上が北となりまして、建屋内における破碎施設の位置関係と処理動線を示しております。青色の動線は破碎前の廃棄物の流れを、オレンジ色の動線は破碎後の廃棄物の流れをそれぞれ示しております。図面左手の建物南側から受け入れ、破碎施設で破碎処理したものは磁力選別によって、鉄くずなどの異物を取り除いたうえで一時保管されます。

次に、処理工程についてですが、図にお示ししておりますとおり、木くずの搬入・受け入れを行い、破碎機による破碎後、保管をいたしまして、その後は発電用木材チップなどとして再利用される場所へ搬出される流れになります。

次に、基準にございます災害リスクについてご説明いたします。赤枠でお示ししております申請地は、河川保全区域にありまして、ハザードマップ上、0.5mから3m未満の洪水浸水想定区域に位置し、一部が家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれております。災害リスクはあるものの、申請地の周辺には、万が一の場合影響するような住宅の立地はみられず、創業以来、浸水被害は発生していないということで確認しております。また、事業者の方で災害に備え、災害発生時のマニュアルの作成や災害対応の訓練を実施しております。具体的な取組としましては、気象状況に応じて廃棄物の搬入量を調整すること、あるいは緊急時に建屋の開口部を閉じて、木材の流出を防ぐなどの対策を行なうことを想定しているとのことです。

以上のように、本申請施設の敷地位置は、都市計画運用指針の基準に概ね適合していることから、都市計画上支障ないと評価しましたので、付議させていただいたものです。以上が、議案第440号の提案理由になります。先ほどの439号とあわせましてご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 会長

はい、ご説明ありがとうございました。

要するに、都市計画決定してしまうと恒久的なものになってしまうので、都計審でということですね。一般廃棄物の処理施設なので、市の都計審でと。それから基準が、道路整備や用途地域、災害の恐れ、緑地の整備とあって、全部クリアしているということだと思います。箕郷も場所は大体わかる場所ではありますね。道路も整備されているし、これといって支障になることはないかなと思います。榛名の方もちょっとどこかわかりませんが、既に産廃の施設としてやっていて、一廃の方の許可も取る、ということかだと思います。

それでは、皆様の方でこの件についてご意見、ご質問等はございますか。

## 委員 A

どちらも、解体したような木材を粉砕するという説明がありましたけども、今バイオマスとってとても注目されている事業だと思いますが、先ほどの説明で、地域住民に説明会を開いたということで、地域住民からは何も反対意見は出ませんでしたとありました。最初にあった箕郷の方はすごい処理能力だと思いますけども、騒音については防音壁やそういったものを多分すると思いますが、稼働してない時に住民に聞いたので反対意見も出なかったのではないかと思います。稼働してからどのくらいの音が出るのか、周りの住民から「音がうるさい」等の意見が出たらどう対応するのでしょうか。

## 都市計画課長

お答えいたします。まず騒音の関係でございますが、騒音に関しての環境上の規制の基準ですと、55 デシベルと決められていることに対しまして、最大予測がおよそ 54 デシベルで基準値内に収まるということで確認しています。また、運搬車両からも音が発生するわけですが、そちらの基準は 70 デシベルに対しまして予測が 67.5 デシベルでこちらも基準値内に収まるということで確認しています。事業開始後に近隣住民から苦情があった場合、事業者からは「謙虚に耳を傾け、原因と解決方法を確定した上で説明を尽くす」ということでお話を聞いております。

## 委員 A

そうすると基準ギリギリくらい、55 デシベルと 67.5 デシベルと説明があつて、基準内に収まるということですが、今、空き家が随分増えてきて、その解体でこういう仕事が必要があるというか、そういう時代になってきましたけど、箕郷だと一番近い住宅がどのくらいと言っていましたか？

## 都市計画課長

はい。南に約 40m の離隔距離と聞いております。

**委員 A**

40m。その 40m の住宅が一番近い。水色のところは、工場・事務所。これは別の工場があるということですか。

**都市計画課長**

はい。申請者とは異なる方が営業している事業所ということです。

**委員 A**

そうですね。もしかすると近隣のそういったところからも、これから稼働していった騒音に対する苦情などもあるかもしれないので、注意していただくよう申請者をお願いするのがよろしいかと思います。

**会長**

ありがとうございました。

少し騒音の関係で気になったところがあるのですが、営業時間は特に決められていないのでしょうか。

**都市計画課長**

はい。お答えいたします。営業時間につきましては、施設の稼働時間といたしますと、午前 8 時から午後 6 時までの 10 時間と確認をしております、ちなみに週 6 日稼働、日曜定休ということで伺っております。

**会長**

ありがとうございました。夜と昼とで大分違うので、6 時くらいであればあまり問題はな  
いのかなと思いますが、少し気になったので。他にはいかがでしょうか。

ご意見が無ければ原案のとおりということでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしと認めます。よって議案第 439 号及び 440 号は都市計画上支障がないものと  
いたします。

それでは、議案第 441 号高崎市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の  
改定について上程いたします。事務局の説明を求めます。

**都市計画課長**

それでは、議案第 441 号高崎市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の改定についてご説明いたします。

まず、都市計画マスタープランについては、都市計画運用指針において「作成にあたっては市町村都市計画審議会から意見を求めていくことが望ましい」と記載があることから皆

さまからご意見を賜ろうというものです。また、都市計画法第18条の2第2項では、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と書かれていることから、令和6年8月19日から9月13日までの間、本庁及び各支所でパネル展示型説明会を実施したほか、同年11月1日から20日までの間で、パブリックコメントを実施しています。

まず、お手元の資料の冊子ですと1ページになりますが、序章から説明させていただきます。都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定され、市町村の都市計画に関する基本的な方針です。マスタープランの体系といたしましては、群馬県が定める都市計画区域マスタープランに基づき、本市の第6次総合計画や関連計画と整合する計画であり、都市計画の決定、変更、事業の実施は、本計画に即して行います。

次に、お手元の資料2ページです。マスタープランを改定するに至った背景についてご説明いたします。現行のマスタープランについては、平成21年に吉井町と合併をし、吉井地域を含めた改定をしたのが平成23年でございます。その後、10年以上が経過し、社会経済情勢の変化、新しい制度への対応、先ほどご説明した本市総合計画等の上位計画との整合などをとるため、改定に至った次第です。改定に際しましては、社会経済情勢の変化などはもちろんのこと、新たな産業の創出に向けた都市計画分野の政策の位置づけ、将来都市構造について市の政策の考え方が伝わる内容に見直すこと、人口減少、少子高齢化社会を見据えたまちづくりの更なる展開、地域別構想の地域区分の再考に視点を置き、これまでのマスタープランを継承しつつ、改定を行いました。対象区域は、これまでと同様、都市計画区域外ではありますが、倉淵地域を含めた本市の全域を対象としています。また、目標年次は、概ね20年後の令和22年を目標年として設定しています。

続きまして、4ページです。第1章は、高崎市の現況と都市づくりの主要課題となります。4ページは高崎市の位置、地勢、5ページは本市の歴史、6ページから17ページは本市の現況、18、19ページは本市を取り巻く社会経済情勢の変化を記載しています。そして、20ページに、都市づくりの主要課題を示しています。主要課題の1つ目として、高崎市・群馬県の経済を牽引する新たな産業集積、2つ目として、今後の人口減少局面における暮らしや活力の維持を課題としました。3つ目として、高崎駅周辺や地域拠点など、それぞれの拠点の都市機能の維持・集積を課題としています。4つ目として、利用者の需要に応じた交通手段の維持確保、5つ目として頻発化・激甚化する災害に対する安全性の向上、そして最後に、地球環境への影響を低減するための都市空間の形成、という計6点を主要課題として記載しました。

続きまして、21ページです。第2章として都市づくりの基本理念を示しています。本市は、古くから交通の要衝であり、商都として発展してきました。現在も関東と信越をつなぐ広域交通の要衝であり、この優位性を生かし、さらに豊かに発展させていくための将来都市像を設定しました。産業・文化の発展と暮らしやすさの向上の両輪を充実させ、将来都市像として「人・もの・情報が集積し、たくましく豊かに発展を続ける創造都市」といたしました。なお、本市の第6次総合計画にあります「人・もの・情報を集積させ、ビジネスを盛ん

にし、市民生活を豊かにしていく」との考え方と目指すべき姿の整合性をはかったところで  
す。

続きまして、22 ページです。将来都市像を実現するための柱となる考え方として、基本  
理念を設定しました。産業、拠点・市街地、交通、防災、地球環境。この5つの柱を基本理  
念とし、将来都市像を実現していきます。

続きまして、26 ページです。将来都市構造について、拠点の一覧を示しています。都市  
構造とは、都市の骨格を概念的に示したものになりまして、都市空間を構成する3つの要素、  
拠点と交流軸と土地利用構成で目指すべき都市の姿を現しています。これまでも拠点とい  
うことで現行のマスタープランでも位置付けていましたが、今回の改定では新たに副都心  
拠点を設けまして、その中に群馬支所周辺および堤ヶ岡飛行場跡地を含むエリアを設定し  
ました。また、産業集積拠点として「高速自動車道」のインターチェンジ周辺を加えたもの  
です。これらの拠点を明確に位置付けることにより、今後の都市計画の決定、変更あるいは事  
業展開等を実施する根拠にしていければと考えています。

続きまして、28 ページです。こちらは、将来都市構造図を概念的に示したものになりま  
す。本市の中心市街地を中心に、太い破線の矢印が放射状に出ていますが、広域交流軸とし  
て、本市と周辺都市、県外との移動・連携を図ることをイメージしています。また、これよ  
り細めの破線の矢印については、地域連携軸として市内の地域間や、隣接している他の自治  
体との移動・連携を示しています。そして、結節点となる高崎駅周辺に都心拠点を配置し、  
副都心拠点をこれまでの高崎問屋町駅周辺と高崎操車場跡地周辺に加え、群馬支所周辺及  
び堤ヶ岡飛行場跡地を含むエリアとしました。先ほども申し上げましたが、高速自動車道の  
インターチェンジ周辺を産業集積拠点としてこの構造図に示しています。

続きまして、29 ページです。第3章は、全体構想を示しています。第2章で示した都市  
づくりの基本理念を詳細化・細分化した内容として、全体構想の分野別方針を示しています。  
先ほどの基本理念でご説明した柱の次に、分野別方針がございますが、土地利用の方針や、  
産業集積・振興の基本方針、道路交通網整備の基本方針等で、具体の事業を展開するため  
の方針を構成するといったものです。代表的なものとして、土地利用の基本方針についてご説  
明いたします。土地利用の基本方針において、中心市街地については都市機能の集積を充実  
させ、住宅や商業施設、公共施設などをできるだけ集約したいと考えています。郊外部にお  
いては、良好な居住環境の整備や地域の実状に即した適切な土地利用の推進による都市機  
能の配置、農地と森林の適切な保全などに努めます。さらに、市民との協働に基づく地区計  
画や立地適正化計画の策定に取り組むことにより、地区の実状に応じたコンパクトで良好  
な環境を備えた活力ある地域づくりを進めたいと考えています。

続きまして、31 ページです。土地利用種別ごとの方針につきまして、現行の用途地域の  
指定を行い、将来に向けた細やかな都市づくりを行うため、基調となる土地利用を1) から  
9) までの9つに分類し、基本方針として定めています。1) から3) までは、主に住宅地  
として土地利用を図っていくもので、用途地域としては、第一種低層住居専用地域から第二  
種住居地域に該当します。4) から6) までは、主に商業地としての土地利用を図っていく

もので、用途地域では、準住居地域から商業地域、準工業地域までが該当します。7)は工業・流通業務地として土地利用を図るもので、工業地域、工業専用地域が該当します。8)、9)は用途地域の指定がない地域で、既存の集落や自然を保全した土地利用を図っていくものです。33 ページに分かりやすく可視化したものをつけてあります。先ほどの9つの種別方針に従いまして、どのような土地利用を図っていきたいかを図示したものです。

続きまして、41 ページです。第4章は、地域別構想を示しています。第4章で示す地域別構想は、市内を7つの地域に区分し、全体構想を踏まえて、各地域の特性や課題に応じた具体的な取組を示しています。まず、地域の区分は、第6次総合計画で採用している合併前の市町村区分である、高崎地域、群馬地域、新町地域、箕郷地域、榛名地域、吉井地域、倉渕地域の計7地域とします。そして、高崎地域は、他の地域と比べて人口や市街地の規模が大きく、地域の中に複数の商業地を抱えていることから、さらに細分化した、都心地区、北部地区、東部地区、南部地区の計4地区とします。具体的な範囲については、都心地区は立地適正化計画で定めている高崎駅周辺の都市機能誘導区域とし、北部地区、東部地区、南部地区は、中学校区を基本単位として設定しました。

続きまして、44 ページです。こちらは、高崎地域の土地利用現況図です。都市計画基礎調査をもとに、現況の土地利用を色分けした図となっています。色分けの種類については、左下にある凡例のとおりとなりますが、高崎駅の周辺については赤色の商業用地、黄色の住宅用地、紫色の公益施設用地が集積しておりまして、本市の中心的役割を担っていることがわかります。また、高崎問屋町駅西側や幹線道路沿道にもまとまりのある商業用地が集積しています。青色の工業用地は北部地区の群馬八幡駅周辺及び北部と、東部地区に位置する倉賀野駅周辺および高速道路インターチェンジ周辺に集積しています。赤色の二重線が市街化区域を囲ったものになりまして、黄色の住宅用地は市街化区域内にまとまってみられるということが確認できます。また、二重の赤線の外側は市街化調整区域となりますが、一定程度の黄色が確認できます。地域の南側、図面左下の緑色ですが、吉井地域との境にある山林となっています。

続きまして45、46 ページです。高崎地域の課題を記載しています。中心市街地では、昨今のマンションブームに伴い、人口の空洞化に歯止めがかかっていますが、高崎地域全体の高齢化率は一貫して上昇傾向にあります。既存の鉄道駅周辺の生活拠点では、公共交通網の維持確保とあわせて都市機能の充実と、高齢化などに対応したコンパクトな生活環境の形成が必要です。地域の目標は、高崎市の中心として、人、もの、情報の交流の場となる地域にし、新幹線と高速自動車道が集積し、広域からの集客力を備えた北関東最大の商業・業務機能等が集積する地域を目指していきたいということから、都市づくりの方針として、記載のとおり設定をしています。

続きまして、49 ページです。スクリーン右側にありますのは、都心地区の整備方針図です。こちらは47、48 ページに記載した都市づくりの方針を可視化したものです。高崎駅を中心として、大型商業施設、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬等の高次都市機能施設が整備されていますが、中心商業地として、さらに交流圏の拡大、交流人口の増加を図

るとともに、医療・金融・行政・福祉・子育てなどの生活利便施設の誘導を図ります。

続きまして、53 ページです。こちらは北部地区の整備方針図です。問屋町周辺は、副都心拠点として流通、商業、業務などの産業集積を図り、都心拠点の経済活動を補完していきます。国道 17 号線、環状線、高前幹線の沿道は、沿道型複合市街地として流通、商業、業務などの沿道サービス施設や住宅と共存する施設を誘導し、周辺市街地の環境や防災性の向上に寄与する沿道の街並み景観の形成を促進していきます。さらに、前橋インターチェンジを生かし、国道 17 号線沿道は、工業、流通、商業、業務、その他産業の集積を図ります。少し地区が離れますが、豊岡だるま駅の駅前広場隣接地に、新駅の利用者の増加とだるまの産地である豊岡地区から高崎だるまの魅力を発信するため、だるまミュージアムの整備を推進し、また、周辺の住環境整備を促進し、地域の活性化を図ります。

続きまして、57 ページです。こちらは東部地区の整備方針図です。高崎操車場跡地周辺は、副都心拠点として業務、商業、居住などの集積を図り、新産業の創出や育成の拠点となるビジネスパークの整備及び新駅の設置に向けて検討していきます。高崎インターチェンジ、高崎玉村スマートインターチェンジを生かし、高崎駅東口線、高崎駒形線沿道は、工業、流通、商業、業務、その他産業の集積を図ります。また、本市からのアクセス性が高い前橋南インターチェンジを生かし、前橋市に隣接する地域に工業、流通、商業、業務、その他産業の集積を図ります。

続きまして、60 ページです。こちらは南部地区の整備方針図です。片岡中学校周辺については、地域商業地として地域住民の日常生活を支える施設の誘導を図ります。また、観音山丘陵を市民の身近な憩いの場、健康増進の場と位置づけ、中心市街地からのアクセスを確保し、烏川かわまちづくりなどの整備を推進するとともに、緑化の推進に努めていきます。

続きまして、63 ページです。群馬地域の土地利用現況図となります。地域の南北方向に走る高崎渋川線を地域の軸とし、その周辺に市街化区域が設定されています。沿道には商業用地、後背地には住宅用地が分布しておりますが、高崎渋川線バイパスの整備が進み、現在の地域連携軸となっている状況です。また、東西方向に西毛広幹道の整備が進められており、高崎渋川線バイパスの結節点に位置する堤ヶ岡飛行場跡地周辺では、交通の拠点性の高さが飛躍的に向上しています。群馬支所周辺には公共サービス施設が立地しており、地域の中心となっています。群馬地域の市街化調整区域は、まとまった農地が存在する一方で、幹線道路の沿道や市街化区域の外側では、住宅地を中心とした宅地も多くみられます。

続きまして、64、65 ページです。群馬地域の地域別構想です。地域の課題として、今後、市全体で人口減少が見込まれている中で、将来的には身近なスーパーや病院等の生活サービス施設の撤退、バス路線の廃止も危惧されます。生活利便性やコミュニティの維持には、人口密度の維持を図ることが重要になることから、まとまりのある優良な農地の保全に努めるとともに、無秩序な開発を抑えた土地利用の規制誘導を行っていくことを考えている地域です。地域の目標としては、古来の豊富な歴史資源を伝えながら、幹線道路沿道の商業集積を生かした良好な居住環境を有する地域と、高速道路や幹線道路の立地条件の良さを生かした、新たな県下有数となる規模の産業拠点の形成を目指していきます。これを踏まえ

た都市づくり方針は、記載のとおりです。

スライド右の図が整備方針図ですが、お手元の資料ですと 69 ページです。堤ヶ岡飛行場跡地は、群馬支所周辺を含み「副都心拠点」に位置づけます。群馬支所周辺においては、行政、文化、教育などの公共サービス機能のほか、商業・業務機能を集積し、豊かな住環境の形成を図ります。また、堤ヶ岡飛行場跡地においては、新たな付加価値を創出する産業集積拠点の形成、職住近接の住環境整備を推進していきます。

続きまして、71 ページです。新町地域の土地利用現況図です。ご承知のとおり、新町地域はコンパクトなエリアとなっておりますが、市街化区域は主に烏川を除いた区域で、新町駅を中心とした商業用地、住宅用地があり、西側と南側には工業用地がございます。岩倉橋下戸塚線沿道には自衛隊駐屯地が立地しており、新町地域の発展に寄与しています。また、新町地域はほぼ全域が洪水浸水想定区域に指定されており、災害時における避難場所として、新町防災アリーナを令和 4 年に建設しました。

続きまして、72、73 ページです。新町地域の地域別構想です。新町地域は、新町駅を中心にコンパクトシティとして生活利便性の高い地区であることから、宅地造成も進み世帯数は伸びていますが、人口減少が進み、高齢化率も増加しています。日常生活を支える商店街を、より活性化するための積極的な取組が必要です。地域の目標として、新町の宿場町として栄えた歴史を伝えながら、高崎地域や他市へのアクセスの良さを生かし、安全安心、コンパクトに暮らすことのできる地域を目指していきます。これを踏まえた都市づくり方針は、記載のとおりです。

スライド右の図が整備方針図ですが、お手元の資料ですと 76 ページです。主なものとして、地域拠点となる駅前通り線周辺及び新町駅周辺は、都市基盤の維持や更新、土地の高度利用化などにより商業・業務機能の強化を図り、地域拠点としての賑わいの再生や適切な土地利用を図ります。

続きまして、78 ページです。箕郷地域の土地利用現況図です。箕郷地域はこれまでの地域と異なり、都市計画上非線引き、市街化区域と市街化調整区域を区分していないエリアとなります。大手中央通り線、高崎安中渋川線の東側に主に住宅用地が分布しています。地域の西部は田畑、北部には山林が広がっています。陸上自衛隊相馬ヶ原演習場が現況図からも確認できます。箕郷支所の周辺は公共施設や商業施設が立地しており、地域の中心となっています。

続きまして、79、80 ページです。箕郷地域の地域別構想です。城下町から発展した中心地は、箕郷支所が立地し、公共下水道も整備されるなど、利便性の高い生活環境が形成されていますが、人口の減少、高齢化により活気が失われつつあります。その一方で、周辺丘陵部や平野部の農地が広がっている地域に小規模な宅地開発などが進み、スプロール化の傾向が見られるため、効率的な基盤整備、良好な市街地形成、農業振興施策が今後の課題となっています。地域の目標として、かつては箕輪城の城下町として栄えた歴史を伝えながら、高崎地域に隣接する山林と田園に囲まれた良好な自然が身近にある居住地として、暮らしの利便性を維持・向上する地域を目指すために、都市づくりの方針を定めています。

スライド右の図が整備方針図ですが、お手元の資料ですと 84 ページです。主なものとして、箕郷支所周辺を地域拠点として、生活利便施設の集積を図ります。また、公共交通網の維持確保、地域資源の活用などにより、賑わいの再生を目指していきます。また、田園集落地では、高崎地域や群馬地域に隣接する区域で小規模な宅地開発などが進行しており、都市計画制度の活用により、農地や営農環境を保全し、既存の集落と農地の調和を図りながら、適正かつ計画的な土地利用を誘導していきます。

続きまして、86 ページです。榛名地域の土地利用現況図です。箕郷地域と同様、非線引きの都市計画区域となっています。国道 406 号が地域の軸となり、沿道には商業用地、工業用地、住宅用地が分布しています。住宅用地の後背地に主に農地が広がっています。地域の北部には榛名湖があり、周辺は商業用地や観光レクリエーション地として土地利用が図られています。榛名支所周辺には公共施設が集積していますが、地域の中心は国道 406 号沿いの商業用地周辺にも形成されています。

続きまして、88、89 ページです。榛名地域の地域別構想です。地域の課題として、榛名湖周辺、榛名神社周辺は、広域的な観光・交流・アメニティ拠点となりうる優れた歴史的景観資源であり、これを活用したまちづくりが今後も必要です。産業・観光振興として期待のかかる榛名南麓スカイラインを生かし、総合的な地域振興施策の推進が重要と考えています。地域の目標は、高崎地域に隣接する山林と田園に囲まれた良好な自然が身近にある居住地として、暮らしの利便性を維持・向上する地域であるとともに、榛名湖周辺等を中心とした広域からの観光交流が盛んな地域を目指していきます。これを踏まえた都市づくり方針は記載のとおりです。

スライド右の図が整備方針図ですが、お手元の資料ですと 92 ページです。主なものとして、榛名支所周辺を地域拠点として、生活利便施設の集積を図ります。田園集落地では、高崎地域と隣接する南東部及び用途地域が指定されている区域の周辺部で、小規模な宅地開発などが今後も進むことが予想されることから、適正かつ計画的な土地利用を誘導していきます。

続きまして、94 ページです。吉井地域の土地利用現況図です。箕郷・榛名地域と同様の非線引きの都市計画区域となっています。国道 254 号線、高崎・神流・秩父線の沿道に商業用地、住宅用地が分布しています。吉井駅周辺には保健センター、図書館、文化会館等の公益施設が集積しています。地域北側はゴルフ場、化学製品工場、住宅団地、陸上自衛隊分屯地などが立地しており、南側の上信越自動車道の沿線は山林が占めています。工業団地は、地域内各所に立地しています。

続きまして、95、96 ページです。吉井地域の地域別構想です。地域の課題として、川内池線に沿道商業施設の立地が進み、商業地が形成されている一方で、吉井駅周辺及び国道 254 号線沿道の旧市街地では人口が減少しており、既存の商店街には空き店舗が目立ち、周辺部でも日常生活を支える商業施設が不足しています。丘陵地にある南陽台住宅団地も同様に、周辺部に日常生活を支える商業施設がなく、高齢世帯の増加に伴い、生活利便施設への交通手段が課題です。国道 254 号線は、大型車両などの交通量が多い幹線道路ですが、歩道など

の整備は十分に進められていないことから、十分な幅員の地域幹線道路や日常生活道路が不足していることが課題です。これを踏まえた都市づくり方針は記載のとおりです。

整備方針図ですが、お手元の資料ですと 100 ページです。主なものとして、吉井駅周辺は、地域拠点として生活利便施設の集積や公共交通網の維持確保により、拠点性の強化を図っていきます。また、国道 254 号線の通過交通が地域の中心部へ流入することを抑え、歩行者などが快適に移動できる地域拠点の形成を目指していきます。

最後になりますが、102 ページです。倉渚地域の土地利用現況図です。倉渚地域は都市計都市計画基礎調査の対象外であるため、国土数値情報の土地利用細分メッシュデータを使用しております。ご了承ください。倉渚地域は都市計画区域外であり、国道 406 号が地域の軸となっています。その沿道に、住宅、公益施設、商業施設が立地しており、後背地には山林が広がっています。地域の課題として、倉渚地域は人口減少がまず挙げられます。点在する集落では、高齢者のみの世帯が増加する可能性があります。また、農林業では、担い手の高齢化や後継者不足等の課題を抱えており、農地や森林の荒廃が進んでいくおそれがあります。これを踏まえた都市づくり方針は、豊かな自然環境と営農環境の保全、産業の創出、倉渚支所周辺の地域拠点における生活利便施設の集積を図っていきます。

整備方針図ですが、105 ページです。倉渚支所周辺を地域拠点とし、公共サービス機能などを充実・集約させ、道の駅「くらぶち小栗の里」を中心とした商業施設の集積を図っていきます。また、林業の基盤整備を推進し、森林の保全や育成を図っていきます。

最後になりますが、第 5 章都市計画マスタープランの実現化方策について説明します。お手元の資料 106 ページです。高崎市の将来都市像の実現に向けて、効果的な施策の推進、協働による都市づくりの推進、都市計画マスタープランの見直しを行うことにより、行政と市民、事業者が計画の内容を共有したうえで、具体的な取組を推進していきます。効果的な施策の推進については、関連分野における計画・事業との連携、都市計画制度の適切な運用、土地利用に係る法令の運用・相互の調整、選択と集中による基盤施設整備や市街地開発事業の推進、まちづくりへのデジタル技術の活用を図っていきます。また、市民・事業者との連携・協働による都市づくりとして、都市計画マスタープランなどの周知や、市民、企業等が主体となる取組の支援を行っていきます。さらに、都市計画マスタープランの見直しとして、上位関連計画の見直しや、関連施策の進捗状況、社会経済情勢の変化等に応じて、計画期間の間である概ね 10 年が経過した段階で、必要がある場合は計画内容の見直しを行っていきます。

以上が、議案第 441 号高崎市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の改定についての説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 会長

懇切丁寧な説明ありがとうございました。私の方から形式的なことを聞きたいのですが、本日は案ということになっていて、3 月に出来上がるということですが、案をとるためのスケジュールはどうなっていますか。

**都市計画課長**

はい、お答えいたします。都市計画マスタープランに関しては、冒頭申し上げたとおり、策定・改定の際には都市計画審議会の意見を聴取するのが望ましいとされていることから、本日ご意見を賜りましたのちに、事務局において内容の精査を行いまして成案としたいと考えております。

**会長**

ありがとうございます。そうすると議会などはかけてあるということですか。

**都市計画課長**

はい。都市計画マスタープランにおいては議会の議決は必要ないですが、先日の建設水道常任委員会におきまして、パブリックコメントの実施報告を、パブリックコメントを実施する前段で草案をお示ししまして、議員の皆様にはご説明させていただいたところです。

**会長**

ありがとうございます。それでは内容に関しまして、ご意見ご質問はありますでしょうか。皆さんがお考えになっていると思うので私の方から質問します。副都心拠点というのが 26 ページにありまして、群馬支所周辺を副都心拠点とするのは面白い話かなと思いましたが、形成方針として「豊かな住環境」とされていて、住環境をあまり考えすぎると商業や公共サービス業務機能といったもののピントが薄くなり、あいまいになってしまうのではないかと思います。「豊かな住環境を形成」とした意図を教えてください。

**都市計画課長**

ご質問ありがとうございます。お答えいたします。商業業務機能の集積、それから豊かな住環境の形成についてですが、該当する副都心拠点のエリアとしては非常に広いエリアとなっております。それらが狭いエリアで密接して立地するというものではなく、幹線道路沿道に商業業務機能の集積を図り、その後背地に住宅地が配置されるよう促していくという考えです。

**会長**

ありがとうございます。副都心拠点なので、ある程度の規模を考えているということでしょうか。

**都市計画課長**

そのとおりです。

## 会長

はい。それではそのほかにありますでしょうか。

## 委員B

これから20年の目標ということで、バランスのとれた計画が示されたと思っております。飛行場開発というのは、西毛広幹道と高渋バイパスで、高崎市にとって重要な地域であるということで、そこがいわゆる生活・生産の拠点になればということで、計画を進めていると思いますけども、条件としては箕郷に警察署が出来たわけですね。そのなかで今一気に過疎化、高齢化が進んでいきますけども、この計画の中で具体的にどのような対応をとっていったら、それを少しでも阻止して地域開発に結び付けることができるか、そのあたりの指針がありましたらお聞かせください。

## 都市計画課長

お答えします。過疎化・高齢化については、本市のみならず全国的に抱えている課題と認識しています。地域別構想の中でお伝えしたとおり、中心市街地におきましては、マンション等の誘導によりまして、歯止めがかけられているのが現状と思われます。群馬地域、その他の地域においては不可避な課題と認識しています。このあとの議案でも説明しますが、立地適正化計画の中において、居住誘導区域というものを定めまして、居住誘導区域と都市機能誘導区域を公共交通で繋いでいくという、いわゆるコンパクトシティの概念があります。この概念を用いまして、来たるべき過疎化・高齢化に向けて対応していければと考えています。このマスタープランの中で具体的な対応策は明示ができないところではありますけども、新しい時代に向けてどういう風に取り組んでいくかというのがこれからの課題だと認識しています。

## 委員B

はい。ありがとうございます。新しい高崎市は460㎢という大きな街でございますので、この計画の取組も、旧支所単位にきめ細やかに計画されているということで、それを中心に色々な方策を考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

## 会長

そのほかにございますか。

## 委員A

先ほど質問されたことと似ていますが、少子化だ、少子化だと言って人口が減少している。また、若い人がどんどん、東京がどれくらい魅力なのかわかりませんが、東京に集中しているということで、若い人が上京して就職したりと、これから先高齢の人ばかり残されるという世の中ですけども、その中でこれだけの将来像を、計画を立てているというわけですけど

も、自然が豊かにあるといったこちらの環境を活かして、いかにして若者に残ってもらうようにするか、難しいとは思いますが、若者の田舎離れとでも言いますか、若者に対して魅力的なまちづくりというのも大切ではないかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

#### **都市計画課長**

はい。お答えいたします。若者の一極集中、都会・都心への集中につきましては、副都心拠点の中で再三申し上げました、堤ヶ岡飛行場跡地を含むエリアの中で、新たな付加価値を創出する産業集積拠点を進めていきたいということで、その産業集積を進めることによりまして、若年層いわゆる若者の本市での生活、就職をしていただくというのが叶うのではないかと認識しています。

#### **委員A**

東京などはマンションが何億もすると、それに比べれば高崎にマンションを買って住む方が良いと思いますよね。はい、わかりました。ありがとうございます。

#### **会長**

ありがとうございました。魅力あるまちづくりということにはなると思いますね。そのほかにもございますか。

#### **委員C**

マスタープランですが、全体的に高崎市が良くなる方向で賛成の立場ですけども、人が住むということは、学校や施設に関する何か計画が、もしかしたらここで触れるものではないかもしれないのですが、自分の周りでも学校が老朽化して、何十年も経っているもので、こういう言い方は良くないかもしれませんが、箱モノばかり良い物ができて、既存の建物がどのような計画で見直していくのかということのも踏まえていただきたいと思います。また、学校だけでなくアーケードなど、その他のものも同様に考えてもらいたいと思います。

また、この立地適正化計画は3月に出来るということで、そのあとは市民の方の目に触れることはできるのでしょうか。以上3つについてお願いします。

#### **都市計画課長**

はい。お答えいたします。前者2つに関しましては、まとめたの答弁になりますが、都市計画マスタープランの建て付けとしますと、本市の中に存在する各個別計画に関連付けるということになりますので、今ご質問いただきました、学校の計画や公共施設の管理等につきましても、この都市計画マスタープランとの関連・整合性を図りながら進めていきたいと考えています。

3つ目の質問ですけども、このあとの議案となります立地適正化計画は、表紙に令和7年3月一部改定としていますが、しかるべき手順を踏みまして公表する予定となっています。

## 会長

ありがとうございました。かなり長い内容なので色々疑問はあると思いますが、本日は意見をとるということで、形の上ではこれだけのものですから審議会で決議ということでやりたいと思いますけども、今後まだ若干の期間があるようなので、何かご意見があれば直接都市計画課へお寄せくださいということでしょうかっています。

そのほか、意見や質問はございますか。

ご意見がなければ原案のとおりということでよろしいですか。

＜異議なしの声＞

異議なしと認めます。よって議案第 441 号は原案のとおりといたします。

続きまして、議案第 442 号高崎市立地適正化計画の改定について上程いたします。事務局の説明を求めます。

## 都市計画課長

それでは、議案第 442 号 高崎市立地適正化計画の改定についてご説明いたします。お手元の資料に入る前に、なぜ改定する必要があるのかについて説明いたします。本市においては、令和 2 年 3 月に立地適正化計画を策定しておりますが、都市再生特別措置法では、「立地適正化計画を作成した場合には、概ね 5 年毎に計画に関する調査、分析及び評価を行うよう努め、必要があれば計画を変更するもの」と規定されていることから、5 年に 1 度の見直しを行うものです。また、「立地適正化計画を作成、変更する時は、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。」と規定されていることから、住民意見反映措置として、パネル展示型説明会を実施したほか、パブリックコメントを実施し、また本日皆さまにご意見を賜りたいというものです。

それでは、はじめに、立地適正化計画制度の概要についてご説明いたします。お手元の資料 2、3 ページです。立地適正化計画ですが、この制度は、人口の急激な減少や高齢化を背景として、平成 26 年に都市再生特別措置法の改正により創設された制度となります。この目的としましては、生活サービス機能と居住を集約・誘導することによるコンパクトシティの形成に加えまして、公共交通ネットワークの再構築を目指すものになります。計画を策定しますと、生活利便性の向上、地域経済の活性化に繋がる都市機能増進施設、または周辺の都市基盤整備等に対する国の財政・税制・金融の支援措置等を活用して、まちづくりを進めることができます。目指すべきまちづくりの形でありますコンパクトシティのイメージといたしましては、医療・福祉・商業等の日常生活を支える施設を誘導・集約する都市機能誘導区域を中心に、その周辺に地域コミュニティを形成し、人口密度を維持できるように居住誘導区域を設定するものです。その都市機能誘導区域と居住誘導区域で形成された各拠点間を公共交通機関でネットワークを結び、アクセシビリティの向上を図ったうえで、住民の生活利便性の維持・向上を狙うものとなります。

続きまして、本題となります高崎市立地適正化計画の改定についてご説明いたします。今回の改定の主なポイントとしましては防災指針の作成及び計画の評価・見直しの2点となります。はじめに1つ目の改定ポイントであります防災指針の作成についてご説明いたします。平成30年の西日本豪雨や令和元年の東日本台風など、全国各地で洪水や土砂災害により、多大なる被害が生じており、今後も気候変動の影響から、自然災害が激甚化・頻発化することが懸念されております。国は、このような状況を踏まえ、安全なまちづくりを推進するために、令和2年9月に都市再生特別措置法を改正いたしました。この改正に伴いまして、特別措置法の第81条第2項第5号の記載事項に防災指針が追加されました。防災指針とは、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針となります。そのため、本市では、立地適正化計画の策定から5年目となる今回の見直しを契機に、策定時点では規定のなかった防災指針の作成に着手し、居住誘導区域内の災害リスクの分析や検証から防災・減災の取組について検討を進めてきました。

次に、本市における災害リスクについてご説明いたします。お手元の資料52ページをご覧ください。本市において懸念される災害リスクを表でお示ししています。主に洪水、内水氾濫、土砂災害、大規模盛土造成地の滑落崩落、防災重点ため池の氾濫になります。そこで本市の居住誘導区域において、洪水浸水想定区域図などのハザード情報をもとに、ここに記載しました災害リスクについて分析を行いました結果が54ページから64ページまでとなっております。その分析結果として、資料の65ページに掲載をしています。本市の居住誘導区域においては、図にお示ししますとおり、洪水による浸水や内水氾濫といった災害リスクを確認しました。特に、新町地域におきましては、居住誘導区域全体について、洪水による浸水のおそれがあります。

次に、災害リスクに対する防災・減災の取組方針についてご説明いたします。資料の66ページをご覧ください。河川の洪水や内水といった居住誘導区域内で懸念される災害リスクについての取組方針を図示したものです。主に堤防、調節池の整備、河道掘削などのハード施策と同時に、防災訓練や防災情報の発信強化など、減災に向けたソフト施策によりリスクの低減を図っていくものとします。67、68ページになりますが、先ほどリスク分析のところでもご説明いたしましたが、新町地域におきましては、洪水による浸水の危険性が高いことから、近隣の藤岡市と避難に係る協定を締結し、自主防災組織の組織率を高めるなど、以前から防災・減災への取組を積極的に図ってきました。近年では、68ページの写真でお示ししたとおり、洪水対策として先進的な防災機能を備えた新町防災アリーナの整備や、災害救助用ボートを配備するなど、万が一の水害時の救助活動に備える取組などを実施しています。

続きまして、69、70ページをご覧ください。引き続き新町地域に関してですが、様々な規模の降雨に対する、いわゆる多段位階による災害リスク分析も実施しております。この結果から、想定最大規模では、46%にあたる建物が高リスクとなることから、地域住民が緊急的に避難できるよう、高層建物所有者と災害時における施設の一時利用に関する協定を結

ぶなどの対応を進めています。

続きまして、71、72 ページをご覧ください。防災まちづくりのための取組スケジュールにおきましては、避難関連施設の整備、公共施設等の整備、防災教育・防災訓練の実施、ハザードに関する周知の4つに分類し、整理いたしました。国・県・市がそれぞれの権限、圏域の中で防災・減災に取り組むもので、ハード施策、ソフト施策いずれの取組も長期間または継続的・断続的に取り組んでいくものが多くなります。

次に、防災・減災の取組における進捗状況の管理についてご説明いたします。73 ページをご覧ください。進捗管理におきまして、先ほどの4分類に応じて達成度を表す指標を整理し、目標を設定しました。指標については高崎市国土強靱化計画を引用していきまして、来年度、国土強靱化計画の目標値が見直されることから、本計画におきましては、現状の数値が改善されるような目標を掲げています。

次に2つ目の改定ポイントであります計画の評価・見直しについてご説明いたします。冒頭でも申し上げましたとおり、都市再生特別措置法では、「立地適正化計画を作成した場合には、概ね5年毎に計画に関する調査、分析及び評価を行うよう努め、必要があれば計画を変更するもの」と規定されています。そのため、今回、5年の見直しの時期となることから、防災指針の策定とともに、計画の評価、見直しを実施したところです。

今回、計画の改定にあたり、基本的には、現行計画を踏襲しつつ、主に次の3点について修正を行っています。1つ目が、同時改定となります、都市計画マスタープラン改定に伴う記載内容の修正、2つ目として、誘導施策の時点修正、3つ目として、目標値のフォローアップとなります。

1点目の都市計画マスタープラン改定に伴う修正につきましては、お手元の資料6ページから11ページの第2章にあたります「立地適正化計画の基本的な方向」の部分の修正になります。本計画の上位計画であります都市計画マスタープランの改定に合わせて、将来都市構造や都市づくりの基本理念など、本市のめざす都市構造を反映いたしました。

次に、2点目の誘導施策の時点修正についてです。お手元の資料74ページから83ページの第6章に「計画遂行に向けた取り組み」の誘導施策を記載しています。その誘導施策例として、高崎駅東口栄町の再開発や烏川かわまちづくりなど、都心拠点の形成をさらに促進させる効果のある誘導施策や、その他各種ハード・ソフト両面の支援策を時点修正または新規作成をしたものです。

次に、3点目の目標値のフォローアップについてです。お手元の資料86ページから89ページの第7章にあたります「計画の目標及び評価」の部分になります。都市活力の向上、居住の集積、公共交通の充実という目標を達成するための指標として計画当初に設定した目標値について、直近の状況を中間評価値として確認したところ、概ね期待どおりの数値となりましたことから、本計画における都市機能誘導区域及び居住誘導区域の区域設定は十分に評価できるということで、これまでと同様に維持していきたいと考えております。また、新町地域については、先ほどご説明したとおり、浸水のリスクはありますが、そちらに対する各種取組も実施していることから、引き続き居住誘導区域を維持したいと考えています。

しかしながら、1箇所だけ居住誘導区域の変更箇所がございます。お手元の資料 39 ページをご覧ください。本計画では土砂災害警戒区域を居住に適さない区域として除外する区域として定めています。現行の計画では新町地域以外の居住誘導区域の中に土砂災害警戒区域は入っていませんが、令和3年に群馬県が土砂災害警戒区域の範囲を一部見直したことにより、居住誘導区域の一部に土砂災害警戒区域が含まれる状況となりましたので、そこを除外したいというものです。前方のスクリーンをご覧ください。こちらは榛名地域です。今回除外する区域とするのは、榛名支所から西へおよそ 500m の場所です。紫色が土砂災害警戒区域となっていて、今般の見直しにより、青色の部分が追加されました。この青色の部分がほんのわずかですが、一部居住誘導区域に入ってしまったため、この一部を除くというものです。先ほどもご説明しましたが、この変更以外に新町地域を含めまして、居住誘導区域、都市機能誘導区域の変更はありません。

以上、議案第 442 号高崎市立地適正化計画の改定の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 会長

ありがとうございました。主に防災の関係、都市再生特別措置法の改正で、防災指針を入れなければならないということから、本市では新町の水害というのがありますので、そのあたりを中心に変えたというところでしょうか。あとの部分も形式的といったらんですが、変えるべきところを変えたということかなと思います。

この件に関して、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

先ほどの土砂災害警戒区域になったので居住誘導区域から外れるということも、非常に面積は狭いですし、ほとんど影響はないかなと思います。もちろん土砂災害警戒区域以外の土砂災害特別警戒区域というもっと重いものもありますが、土砂災害警戒区域では建設制限はありませんけども、そうはいつでも誘導するのはおかしいだろうということかなと思います。

ご意見がなければ原案のとおりということでよろしいですか。

<異議なしの声>

異議なしと認めます。よって議案第 442 号は原案のとおりといたします。

以上で、本日本日予定している案件は全て終了いたしました。

恐れ入りますが、傍聴の方、報道関係の方はご退席くださいますようお願いいたします。本日はお疲れ様でした。

なお、5 の「その他」の事項がございますので委員及び幹事の方はそのままお残りください。

## 5 その他

**会長**

それでは5の「その他」に入ります。事務局より何かございましたらお願いします。

**事務局**

今後の審議会の予定についてご報告いたします。現時点で、次回の審議会の開催予定はございません。また、委員の皆様の任期につきましては、令和5年6月1日からの2年間となっております。特別な案件がない限り、任期中の開催は本日が最後となります。2年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

**会長**

全体を通して、皆さまから何かありますか。

**都市計画課長**

よろしいでしょうか。説明が漏れたところがありましたので追加をさせていただきます。立地適正化計画におきまして、資料67ページですけれども、新町地域の取組とリスク評価の中で③新町駅付近連続立体交差事業の検討という項目があります。こちらにつきましては、洪水時における避難経路の渋滞解消のため、新町駅付近連続立体交差事業の検討が進められていますと記載されていますが、現在群馬県の方で県土整備プラン 2025（仮称）のパブリックコメントを実施しまして、県土整備プランの改定作業を進めている中で、新町駅付近連続立体交差事業という名称ではなく新町駅周辺渋滞対策事業と変更が進められているところです。立地適正化計画においての記載も、県の事業ですので、県土整備プランの成案を待つて整合を図りたいと考えております。

**会長**

そうすると、この文言が変わる可能性があるということでしょうか。

**都市計画課長**

はい。

**会長**

内容が変わるわけではないので、そのままでよろしいですね。

以上をもちまして第164回高崎市都市計画審議会を閉会いたします。2年ということで任期終了の方も何人かいらっしゃると思います。大変お世話になりました。それでは、本日はお忙しい中、長時間にわたりありがとうございました。